# 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年3月26日から令和4年5月13日までの回答)

### 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
マイナンバーの徹底活用に向けた特定個人情報の見直し	対応不可	0	1
マイナンバーカードの電子証明書の利便性向上	その他	0	2
マイナンバーカードへの電子マネー機能共存の認可	その他	0	3
地方公共団体の調達業務のオンライン化	現行制度で対 応可	0	4
個人別管理資産額の電磁的方法による提供のための同意取得方法の緩和	対応不可	0	5
省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目	【総務省】 その他 【国土交通省】 現行制度下で対応 可能	0	6
12. 預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現	【総務省】 - 【財務省】 検討を予定	0	7

◎ 各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項	
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	所管省庁への検討要請日 令和3年11月8日 回答取りまとめ日 令和4年5月13日
提案事項	マイナンバーの徹底活用に向けた特定個人情報の見直し
具体的内容	マイナンバー制度を徹底的に活用するため、特定個人情報を撤廃し、個人情報と同等の位置付けとすべきである。要望の早期実現が困難な場合、デジタル改革関連法案の成立で実現した第三者提供禁止の例外をさらに進め、異動前の勤務先から異動後の勤務先に対する提供のみならず、グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有を早期に容認すべきである。
提案理由	マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は「特定個人情報」に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人の同意があっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。特定個人情報に関する過度な制限や罰則は、特定個人情報を取り扱う事業者に負担を生じさせているほか、国民のマイナンバーに対する不安や誤解を招いている。仮にマイナンバーが流出したとしても、個人情報は各行政機関等で分散管理されており、情報提供ネットワークシステムでは機関別の符号を利用して情報を照会・提供するため、情報が芋づる式に漏洩する可能性は低い。また、安全管理措置に関しては、法律上、個人情報と特定個人情報に求められている基本的な要素は共通しており、民間事業者が遵守すべきガイドラインが求める個々の安全管理措置についても基本的な差異はない。

(要望実現により)官民、さらには民間企業間における効率的な情報の連携・活用が可能となり、デジタル社会の実

	所管省庁   デジタル庁個人情報保護委員会
制度の現状	特定個人情報については、悉皆性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、一般法である個人情報保護法等や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として規定されている、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、マイナンバーの利用、提供、委託等について、個人情報と比較して厳格な制限が定められております。また、特定個人情報の提供、収集等は、マイナンバー法第19条各号いずれかに該当する場合に限り、認められております。 なお、マイナンバー法第19条第4号に基づき、従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう)の出向・転籍・退職等があった場合において、当該従業者等の同意があるときは、出向・転籍・退職等前の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう)から出向・転籍・再就職等先の使用者等に対して、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供することができます。
該当法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第2条、第19条マイナンバーガイドライン(事業者)第4-3-(2)
対応の分類	対応不可
	○「特定個人情報の撤廃」について 特定個人情報は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、より厳格な規制が求められる場合 があり、その撤廃は困難です。 しかしながら、「特定個人情報は、厳格な取り扱いが必要」との認識を過剰にお持ちの民間事業者もあることから、 その誤解の払拭が重要であると考えているところ、安全管理措置に基本的に差異がない点について、わかりやす い説明に努めてまいります。
対応の概要	○「グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有」について 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人で あってもマイナンバー法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されています。 これは、「個人番号は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、「民一民一官」で流通するものであるため、より厳格に 第三者提供を制限しなければ、不正なデッタッチングが行われる

グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有については、こうした点に十分留意しつつ、 ①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や自己の権利を証明することにより、正確かつ公正 で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況にあった行政サービスを享受できるよ

うにする観点等、国民視点に立って、検討する必要があると考えます。

区分(案) ◎

現に資する。

提案主体

(一社)日本経済団体連合会

令和3年11月8日 回答取りまとめ日

令和4年5月13日

共通課題対策WG関連 番号:2

所管省庁への検討要請日

提案事項	マイナンバーカードの電子証明書の利便性向上
具体的内容	署名検証者がマイナンバーカードの電子証明書より取得したシリアル番号について、本人同意の取得、厳格な保管ルール、安全な口グ管理等を条件に、同じグループ内の他企業に提供し、当該他企業で使用することを可能とすべきである。具体的には、公的個人認証法の解釈を示し、署名検証者がシリアル番号を他企業に提供できることを明確化するよう求める。 あわせて、J-LISへの電子証明書の有効性照会の際に、住所変更等で証明書が更新された住民について、最新の住所等とあわせて、更新後の電子証明書のシリアル番号も取得可能とすべきである。
提案理由	マイナンバーカードの電子証明書に格納されたシリアル番号は、署名検証者が取得・保存し、別の取引での本人確認に使用することが認められている。ただし、当該シリアル番号を他企業に提供し、当該他企業で本人確認に使用可能かどうかについては、公的個人認証法において明確に示されておらず、署名検証者が他企業にシリアル番号を提供できないことがある。このため、例えば同じグループ内の企業がそれぞれ個人向けサービスを提供しているような場合に、シリアル番号を入手した企業だけが住所等の利用者情報の変更を検知でき、その他の企業は同じ変更を検知できないなど、顧客管理が非効率な状態になる。また、各社サービスごとに何度もカードをかざす操作が必要になるなど、利用者にとっても不便である。また、署名検証者がJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)に電子証明書の有効性照会を行った際、住所変更等で証明書が更新済であった場合、J-LISから署名検証者に対して最新の住所等を通知するように改める検討が政府で行われているが、通知される情報には更新後のシリアル番号が含まれていない(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou2.pdf)。

	所管省庁 デジタル庁総務省
制度の現状	公的機関や総務大臣の認定を受けた民間事業者等に対して、公的個人認証法第52条及び第53条において、電子証明書の発行の番号を含む、J-LISから受領した電子証明書失効情報等について確認以外の目的での利用・提供を禁止しているほか、技術的基準告示第31条により、電子証明書の発行の番号の外部提供を禁止しています。
該当法令等	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法) 第52条、第53条
対応の分類	その他
対応の概要	公的個人認証サービスに対する信頼性等を担保するため、適切な個人情報の保護措置を講じる必要性があるところ、電子証明書の発行の番号の提供範囲については慎重な検討が必要です。

提案主体

(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日[	回答取りまとめ日	令和4年5月13日

提案事項	マイナンバーカードへの電子マネー機能共存の認可
具体的内容	今後のマイナンバーカード更新のタイミングで、カードの仕様を変更し、電子マネーサービスを追加できる仕様とするとともに、電子マネーサービスを提供する事業者の情報について、カードに直接記載するのではなく、NFCリーダライタ(スマートフォン等)でカードを読み込み、情報を確認する手段を認めるべきである。
提案理由	マイナンバーカードには拡張利用領域があり、民間事業者において地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ申請したうえで総務大臣の確認を得られれば、マイナンバーカードに民間事業者のサービスが追加できる。しかし、現行のマイナンバーカードの技術的仕様では、電子マネーサービスを追加することができない。また、電子マネーサービスの提供時には、カード等の発行媒体に事業者の氏名・相談窓口をはじめとする情報を記載することが義務付けられているが、仮にマイナンバーカードの拡張領域を利用する場合、カードの発行後に情報を追加で記載することは困難である。
	(要望実現により)、マイナンバーカードの普及率上昇のみならず、キャッシュレス社会の推進にも寄与する。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	デジタル庁総務省	
制度の現状	現在のマイナンバーカードに搭載されている非接触ICカードの仕様は、運転免許証等の公共の用途に用いられている仕様と同様である一方、国内の交通、決済等で用いられている非接触ICカードの仕様とは異なるため、ご提案の電子マネーサービスを空き領域に搭載することはできません。		
該当法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条		
対応の分類	その他		
対応の概要	改修が必要となり、 保することが必須で	見するためには、カードの仕様だけでなく、カードリーダライタを含めた全体的なシステム構築、コスト面での影響が懸念されるほか、仕様を変更する場合は、現在のセキュリティレベルを担す。また、マイナンバーカードの交付枚数が5,000万枚を超えた現在、カードの仕様を変更する等の観点からも難しいことから、将来的な方向性について申し上げることは困難です。	

区分(案)	0
-------	---

	所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日 回答取りまとめ日	令和4年5月13日
提案事項	地方公共団体の調達業務のオンライン化		
具体的内容	支払方法としてクレジットカード決済が可能である旨でも、一定の要件のもとで調達(購入)を可能とすべきて		一致しない場合で
提案理由	地方公共団体における物品の調達においては、クレた、少額消耗品、備品の購買について、見積額と請求よりも価格が低下する可能性のあるマーケットプレイが地方自治法第232条の5では、「普通地方公共団体のとあり、地方公共団体の支出にあたっては、支払いの治法第232条の5第2項、同法施行令第161条ないし第払」、「前金払」、「繰替払」、「隔地払」、「口座振替るが、クレジットカード決済は法で認められる支払方法また、地方自治法第232条の3では、「普通地方公共「支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるとの完全一致を求められるため、(概算)見積額よりも何(要望実現により)、地方公共団体における調達業務取引の選択肢が増え、より合理的な調達に寄与する。	は額が完全に一致することが法的に求められるス型の電子商取引(EC)の利用が困難となって支出は、債権者のためでなければ、これをすり相手方が正当な債権者であることが原則とさ第164条の3では、上記原則に対する特例としばよび「私人への支出事務の委託」の支払方法として明記されていない。 団体の支出は支出の原因となるべき契約そのころに従い、これをしなければならない」とありころに従い、これをしなければならない」とあり、	るため、見積取得時でいる。 ることができない」 れている。地方自て「資金前渡」、「概 法が認められてい 他の行為(これを 、見積額と請求額
 提案主体	」 (一社)日本経済団体連合会		
JEネエ PT	( II/ ETIZMETTZEE		
	所管省庁 総務省		
制度の現状	地方公共団体が物品の購入、役務の提供等を受ける 舗等においてクレジットカードを提示するとともに、その では、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触し 一方、地方公共団体の支出手続は、地方自治法第 等に当たっては長が支出負担行為を行い、契約の相 計管理者が支出負担行為等に基づき債務履行の内 でいるが、いわゆる見積書及び請求書について地方 方公共団体の判断によることとされています。	の支払方法をクレジットカードサービスによるこ。ません。 こません。 232条の3から第232条の5までの規定に基 手方の債務が履行されたとき等は、長の支出 容を確認した上で契約の相手方等に対して支	こととすることについ づき、契約の締結 命令に基づき、会 払をすることとされ
地方自治法第232条の3から第232条の5該当法令等			
対応の分類	現行制度で対応可		
対応の概要	地方公共団体が物品の購入、役務の提供等を受け 舗等においてクレジットカードを提示するとともに、その では、地方自治法及びその関係法令の規定に抵触す 方公共団体の支出について職員をしてクレジットカー 和3年2月24日付け総行行第46号 各都道府県会員 公共団体に周知しているところです。 一方、地方公共団体の支出手続における地方自治 体的な支出事務の方法等を定めているものではない ことは地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共同 が御提案の支障になっているということであれば、当 す。	の支払方法をクレジットカードサービスによるであるのではないこと及びその運用に当たってドを利用させることによる場合の留意事項にで計管理者等あて総務省自治行政局行政課長が法上の規定は、見積書及び請求書の取扱いことから、御指摘の「見積額と請求額の完全一団体の運用によるものと考えられますので、御	こととすることについの留意事項を「地ついて(通知)」(令 通知)により各地方 やこれらを用いた具 一致を求められる」 指摘のあったこと

区分(案)	0
-------	---

=== 45 .1L	1A = 1	
所管省庁への	検討要請日 令和4年1月11日 回答取り	まとめ日 令和4年5月13日
	使引发祖口 电机44-1月11日1191会取9	T (

提案事項	個人別管理資産額の電磁的方法による提供のための同意取得方法の緩和 
具体的内容	確定拠出年金における個人別管理資産額の電磁的方法による通知を行うための加入者等の承諾について、不同意(不承諾)申出方式での取得を可能とすること。
提案理由	・確定拠出年金における個人別管理資産額の通知は書面により行うこととされ、あらかじめ加入者等の承諾を得た場合に限り、電磁的方法での提供ができるとされている。 ・また、電磁的方法での提供のための加入者等の承諾は、書面又は電磁的方法により個別に取得する必要がある(不同意申出方式による承諾が可能であることは法令上明記されていない)。 ・個人別管理資産額の通知を電磁的方法により行うことについて、加入者等の承諾を取得することは必要であると考えている一方、以下のような観点を踏まえ、当該承諾の取得にあたって不同意申出方式によることを可能としていただきたい。 一昨今、様々な場面でのデジタル化が普及しているおり、また法令にて電磁的方法でも書面と同じ内容の通知が求められていることを考慮すると電磁的方法による提供であっても加入者等の不利益となるケースは想定されにくいこと。 一加入者等から個別に承諾を取得することに比べ、不同意申出方式の方が、加入者等・運営管理機関ともに効率的に意思確認ができること。
提案主体	生命保険協会

	所管省庁    厚生労働省
制度の現状	企業型記録関連運用管理機関には少なくとも年1回は個人別管理資産額等を加入者に通知することを義務付けています。 この通知は書面により行うことを原則とした上で、ご本人の利便性を考慮し、本人承諾のもと電子的方法により通知することを可能としています。
該当法令等	確定拠出年金法第27条 確定拠出年金法施行規則第21条第5項
対応の分類	対応不可
対応の概要	個人別管理資産額等の通知について電子的方法を基本とした場合、加入者ご本人自らが、個人別サイトを閲覧するなどの情報を取得する行動をとらない限り、情報が手元に届かないことになるものと考えます。電磁的方法での提供について同意を得られていない加入者のなかには、確定拠出年金に加入していることの意識が十分でない方も含まれていると考えられ、運営管理機関側がそのような加入者に書面で確実に個人別管理資産額を通知することは、資産運用への意識を高めることや適切な運用管理に繋がることが期待でき、加入者の利益にも繋がるため、不同意申出方式は認められません。

区分(案)	0
-------	---

- 1	所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日 回答取りまとめ日	令和4年5月13日
- 1	から 日 日 カインの 快 的 女 雨 ロ	74442月3日1四台取りよこの日	サイルキャング・コンロー

提案事項	省庁間、国・地方間等の情報連携を求める項目
具体的内容	公共入札の申請手続の簡素化
提案理由	国や自治体ごとで異なる入札参加申請手続について、一括してオン ライン申請できるようにするとともに、申請時期に期限を設けず年間受付できるように改善されたい。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	総務省国土交通省
		Sける入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているも 公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定 のです。
制度の現状	られていますが、国	・建設コンサルタント等に関する競争参加資格審査の申請方法等は各発注機関ごとに定め 土交通省地方整備局等における定期受付では、他の府省等と共同でインターネットー元受付 また、定期受付期間外においては、電子メール等にて期限を設けず随時申請を受け付けてい
	【総務省】 地方公共団体の規	則等
該当法令等	【国土交通省】 なし	
対応の分類	【総務省】その他【国土交通省】現行制度下で対応可能	
対応の概要	のではなく、各地方 めて運用されている 実情や意見、デジタ	らける入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているも公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の財務規則等で定らものであることから、これを直ちに統一・システム化することは困難であり、地方公共団体のル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討ものと考えています。
	【国土交通省】 制度の現状欄に訂	己載のとおりです。

区分(案)	0
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年4月11日 回答取りまとめ日 令和4年5月13日
--

提案事項	12. 預金差押通知書の電子化による預貯金照会事務との一体的なデジタル化の実現
具体的内容	預貯金照会から預金差押までの事務をデジタル化するため、預金差押通知書を電子化する。
提案理由	○預金の差押えは、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店舗に対し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○預貯金照会事務については、本年6月、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(事務局:内閣官房IT総合戦略室、金融庁)が、デジタル化に向けた検討結果を公表し、2021年度以降、毎年度、関係者へのアンケート調査等を通じてフォローアップを行っていくこととされている。 ○預金差押通知書が電子化されれば、預貯金照会から預金差押までの一連の事務をデジタル化でき、国税庁・地方自治体および銀行の双方にとって、事務処理の効率化、負担軽減につながる。
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁 財務省総務省(合議)デジタル庁金融庁厚生労働省法務省
制度の現状	【総務省】 債権の差押えにあたっては、地方税法の各税目に係わる規定において準用することとされる国税徴収法第62条 第1項の規定に基づき債権差押通知書の送達により行うこととされています。 書類の送達については、国税通則法第12条に基づき、郵便等による送達または職員等が直接書類を持参して交付することにより行われています。
	【財務省】 預金の差押えは、第三債務者である金融機関に債権差押通知書を送達することにより行うこととされています (国税徴収法第62条第1項)。 なお、預金の債権差押書通知書は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により送達することとされています(国税通則法第12条)。
該当法令等	【総務省】 国税徴収法第62条第1項 国税徴収法施行規則第3条、別紙第4号書式 国税通則法第12条 地方税法第48条第1項、第68条第6項等
対応の分類	【財務省】 国税徴収法第62条第1項 国税通則法第12条 地方税法第48条第1項等(各税目の規定に「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」旨あり。) 【総務省】- 【財務省】検討を予定
7170 V771 XX	【総務省】
対応の概要	行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務については、デジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を開催し、「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を令和元年11月に策定しました。同とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指すとされました。また、令和2年度には上記とりまとめを踏まえた「課題検討ワーキング・グループ」にて更なる検討が行われ、ご指摘のとおり令和3年6月に「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果資料」が取りまとめられ、同年7月に、総務省から各地方団体に対して、照会・回答業務のデジタル化の取組について積極的に検討するよう周知
	しています。 【財務省】  預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。  なお、現在の預貯金照会事務のデジタル化の取組とも連携を検討してまいります。

# 区分(案)

# 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年5月14日から令和4年5月31日までの回答)

## 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提	案 事	項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当ページ
戸籍請求の簡素化			対応	0	1

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

### 提案内容に関する所管省庁の回答

┃                   ↑和4年5月9日┃回答取りまとめ日     令和4年5月31日┃
--

提案事項	戸籍請求の簡素化
具体的内容	戸籍抄本・謄本(故人含む)のマイナンバーを使用し、コンビニ等で簡単に取得できないか。戸籍を取得するために、戸籍がある自治体へ請求の必要があり何箇所もあると非常に手間です。自治体ごとに分ける必要は特に無いと思うので、一元管理して欲しい。
提案理由	多死社会で相続が増えていくと想定されるが、戸籍の追跡に時間を要する。市町村ごとに管理していては、請求者が個別に自治体への確認や費用面での負担も少なくない。どこか一箇所に請求し戸籍を取得できるようにすることで、自治体の負荷も請求者の負荷も軽減できるのではないか。紙ベースではなくITを活用した電子的な一元管理をお願いしたい。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省デジタル庁			
制度の現状	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。				
該当法令等	戸籍法(昭和22年)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項 			
対応の分類	対応				
対応の概要		日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村におい 区は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。			

区分(案)	0
-------	---

# 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年6月1日から令和4年6月27日までの回答)

# 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当ページ
不動産登記における住所変更の申請における申請書への押印の廃止する		0	1
戸籍届出のオンライン申請の促進 検討を予定			

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

### 提案内容に関する所管省庁の回答

所管省庁への検討要請日
-------------

提案事項	不動産登記における住所変更の申請における申請書への押印の廃止する
具体的内容	不動産登記における住所変更の申請について申請書への押印を廃止する。申請書に一律に押印を求める規定を 改正し、印鑑証明が必要な手続きを除いて、押印をしなくても良いようにする。
提案理由	住所変更の申請は、住所移転という事実を登記記録に反映させるものであり、売買のように当事者の意思を確認する必要がないことから、押印を求める必要性は薄い。 現行法は、売買のような当事者の意思の確認を要する手続きとまとめて規定されているがために、住所変更のような事実の反映をさせるための手続きに非効率をもたらしている。 将来的に住所移転時の住所変更登記申請が義務化されるのであれば、国民の負担軽減も兼ねて対策を講じるべきではないか。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省			
制度の現状	不動産の登記名義人の住所の変更の登記の申請を書面申請で行うに当たっては、申請情報を記載した書面に記名押印又は署名をしなければならないとされています。				
該当法令等	不動産登記令第16	3条第1項、不動産登記規則第47条第3号			
対応の分類	その他				
対応の概要	ため、押印又は署名 なお、民法等の一 日から、住所等の変 度(住民基本台帳、	記載のとおり、住所の変更の登記の申請に当たっては、登記申請人による申請意思を確認する 名が必要とされているところです。 部を改正する法律(令和3年法律第24号)による改正不動産登記法に基づき、令和6年4月1 更登記に申請義務が課されることとなりますが、これに併せて、他の公的機関の有する台帳制 商業登記)等とのシステム的な連携をすることによって登記官が住所等の変更登記を職権で行 ととしており、申請人による申請負担の軽減を図ることとしています。			

区分(案)	0
-------	---

所管省庁への検討要請日 令和4年6月3日 回答取りまとめ日 令和4年6月3		所管省庁への検討要請日	令和4年6月3日 回答取りまとめ F	令和4年6月27日
---------------------------------------	--	-------------	--------------------	-----------

提案事項	戸籍届出のオンライン申請の促進
具体的内容	マイナポータルのぴったりサービスを活用し、戸籍届出をオンラインですることができるように基盤を整えてほしい。
提案理由	戸籍については証明書のオンライン交付手続きの普及に力を入れている印象があるが、届け出についてもオンラインですることができる環境が必要と考える。 市町村において導入が進まないのは、システム環境の選択肢が不十分なのも原因と思われるので、法務省とデジタル庁が連携し、環境を整備いただきたい。 既にマイナポータルのぴったりサービスというものがあるので、これを活用してはどうか。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省(合議)デジタル庁
制度の現状	戸籍事務にオンライ されております。	ンシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることと
該当法令等	情報通信技術を活り 戸籍法施行規則第	用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 79条の2
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	長が判断することと	J、戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村なりますが、今後、法務省としても、戸籍事務においてマイナポータルを活用したオンライン請することについて、デジタル庁と検討を進める予定です。

区分(案)	©
-------	---

# 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年6月1日から令和4年6月27日までの回答)

### 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
自治体が戸籍証明書のコンビニ交付の導入を推進しやすい環境の構築	対応不可	0	1

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

### 提案内容に関する所管省庁の回答

	所管省庁への検討要請日	令和4年6月3日	回答取りまとめ日	令和4年6月27日
--	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	自治体が戸籍証明書のコンビニ交付の導入を推進しやすい環境の構築
具体的内容	戸籍に係る証明書について、コンビニ交付を導入するための要件を緩和するとともに、報告等の手続きを簡素化する。 また、自治体がコンビニ交付を導入しやすくするように事前確認も容易に行えるようにする。
提案理由	居住している自治体において各種証明書をコンビニで交付できるようになったということで、コンビニに行ったところ、住民票は取得することができたが、戸籍については対応していなかった。自治体に確認をしたところ、導入は検討していたものの、最終的に導入は見送ったとの回答があった。納得がいかないので詳しく話を聞いたところ、どうも所管官庁である法務省が示す導入するための要件が厳しく、要件を満たすかを確認するための事前報告など準備も大変であり、検討が停滞してしまったようだ。また、管轄する法務局も確認に慎重すぎるという。内部事情は国民からすれば言い訳にすぎないものであるが、そもそも所管官庁側の対応が厳しいために、自治体が委縮してしまう状況になるには国民にとってマイナスである。今後、デジタル化を進めるのであれば、自治体の取り組みをアシストするべきであり、不用意な制限を設けるべきではない。また、要件を満たすかどうかの確認も容易に行えるようにすべきである。他省庁ではできるのに法務省ではできないことではないと思うので、改善に着手いただきたい。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	ております。 なお、コンビニ交付の の市区町村で導入る	を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされ の導入に関する当省の見解については、既に複数回示しているところ、令和4年6月現在745されております。 を開始した市区町村は、管轄する法務局に対し事後の報告をしなければならないこととされて
該当法令等	戸籍法第10条第1	項
該当法令等 対応の分類	戸籍法第10条第13 対応不可	項

区分(案)	0
-------	---